

9

交 通

Osaka Metro 及び大阪シティバスの乗車料金割引

【介護人付無料乗車証・単独用無料乗車証・乗車料金割引証】身 知 精

下記対象の方は、各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）に申請し、無料乗車証等の交付を受けることができます。敬老優待乗車証、タクシー給付券をお持ちの場合は交付できません。ご利用いただける券種のうちいずれかを選択してください。

無料乗車証等のご利用の際は、身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を必ずお持ちください。Osaka Metro の駅（以下「駅」）係員、バス運転手が手帳の呈示をお願いすることがあります。

対象者	種類	利用方法	割引率
<ul style="list-style-type: none"> ●第1種身体障がい者（※1） ●第2種身体障がい者で（※2）に該当する者 ●12歳未満の身体障がい児・知的障がい児・精神障がい児 ●重度・中度の知的障がい者 ●精神障がい者保健福祉手帳1級 	介護人付 無料乗車証	バス運転手または駅改札口の係員に呈示。 （ご利用は、介護人が同乗する場合に限りませ（※3））	本人無料 介護人無料 （※6）
精神障がい者保健福祉手帳2級	単独用 無料乗車証	バス運転手に呈示または駅自動改札機に投入。	本人無料
上記以外の身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者	乗車料金 割引証	バス運転手に呈示の後、該当運賃を支払う。または、駅券売機で「特別割引」もしくは「福祉」ボタンを押して特別割引乗車券を購入（※4）。	本人5割引 （※7）
特別児童扶養手当受給者（1級） 【生活保護受給者を除く】	乗車料金割引証 （券種限定）	バス運転手に呈示の後、該当料運賃を支払う。または、駅券売機で「特別割引」もしくは「福祉」ボタンを押して特別割引乗車券を購入（※5）。	本人5割引 （※7）

- (※1) 大阪市の基準で、第1種として認める方に限ります。(等級表は20~21ページに掲載しています。)
- (※2) 下肢3級の2、3、下肢障がい4~7級の複合により、総合等級が3級以上の方。
- (※3) 申請により、単独でもご利用いただける「介護人付無料乗車証(単独乗車可)」の乗車証を交付する場合があります。「介護人付無料乗車証(単独乗車可)」により、単独でご利用される場合は、駅自動改札機を通ることができます。
- (※4) 普通券のほか、回数カード、定期券(共通全線定期券を除く)を購入できます。ただし、定期券については、定期券発売窓口、またはOsaka Metroの「定期券・PiTaPa WEB予約サービス」でご予約のうえ、駅のピンク色の券売機でご購入ください(介護人の通学定期券・小児のバス定期券は発売していません)。バスとバス、バスと地下鉄の乗継割引の適用は、特別割引回数カードでのご利用に限ります。
- (※5) 普通券のほか、回数カードを購入できます。バスとバス、バスと地下鉄の乗継割引の適用は、特別割引回数カードでのご利用に限ります。
- (※6) 車いす利用者の場合は、介護人2人まで割引の対象となります。
- (※7) Osaka Metro、大阪シティバスで定める割引運賃を適用します。

※深夜バス/オンデマンドバス(北区・福島区・生野区・平野区内運行分)/空港リムジンバス(関西空港~守口・天満橋線)/IKEA 鶴浜/ユニバーサル・スタジオ・ジャパン TM行バスについては、割引の適用外です。
(身体障がい者手帳・療育手帳の呈示による割引は適用されます。)

【介護人単独無料乗車証】

介護人付無料乗車証を交付されている方の常時介護人に対し、特定区間の交通機関無料乗車証が交付されます。敬老優待乗車証、無料乗車証等をお持ちの場合は交付できません。どちらかを選択してください。

- 窓 口 : 福祉局障がい者施策部障がい福祉課 電話: 6208-7994
- 対象となる方 : 介護人付無料乗車証を交付されている方で、通学・通所・通勤している方の介護人
- 利用できる条件 : 障がいのある方の介護人が、送迎のため単独で乗車する場合(利用できる区間は、障がいのある方の通学・通所・通勤区間となります)

主な公共交通機関の料金割引

この項で紹介する制度で、障がい程度の区分として取り扱う“第1種”“第2種”とは、「身体障がい者（または知的障がい者）に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃について」（厚生省社会局長・児童家庭局長通知）に定められているものです（身体障がい者手帳・療育手帳の“旅客鉄道株式会社旅客運賃減額”の欄に記載してあります）。

【第1種】

障がい区分		障がい程度
視 覚		1～3級、4級の1
聴 覚		2～3級
肢体	上肢	1級、2級の1・2
	下肢	1～2級、3級の1
	体幹	1～3級
	脳原性運動機能障がい	上肢
移動		1～3級（両下肢の障がい）
内部	心臓・じん臓・呼吸器・小腸	1級、3級、4級
	ぼうこう・直腸	1級、3級
	免疫機能障がい・肝臓機能障がい	1～4級
	知的障がい	A（重度）

※ 等級に続く数字は身体障がい者障がい程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）に表されている該当程度です。等級表は20～21ページに掲載しています。

【第2種】 上記第1種以外の身体障がい者手帳または療育手帳の交付を受けた方

【JR】身 知

身体障がい者手帳または療育手帳の交付を受けた方は次の割引が利用できます。

利 用 方 法：乗車券購入時にJRの切符販売窓口で身体障がい者手帳または療育手帳を呈示してください。

問い合わせ先：JRの切符販売窓口

利用できる方		乗車券の種類	割引率
第1種	単独で片道100kmを超えて利用する場合	普通乗車券	5割引
	介護者とともに利用する場合	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 急行券 （特別急行券を除く）	障がい者本人・介護者とも5割引。ただし、障がい者が小児定期乗車券の該当者に対しては、介護者のみ5割引
第2種	単独で片道100kmを超えて利用する場合	普通乗車券	5割引
	介護者とともに利用する場合 （12歳未満の障がい児が定期乗車券により利用するときのみ）	定期乗車券	介護者のみ5割引

【鉄道（JRを除く）・バス】 身 知

Osaka Metro（旧大阪市営地下鉄・ニュートラム）、大阪シティバス（旧大阪市営バス）等の鉄道、バスの運賃については、各社が定める特別割引運賃が適用されます。

詳細につきましては、各社にご確認ください。

●鉄道（JRを除く）

鉄道会社	問い合わせ先	利用できる方
●Osaka Metro （旧大阪市営地下鉄・ 旧ニュートラム）	Osaka Metro・シティバス案内コール 【電話】6582-1400 【営業時間】8:00～21:00（年中無休） 【ホームページ】 https://www.osakametro.co.jp/	●第1種身体障がい者 ●第1種知的障がい者 ●12歳未満の第2種身体障がい児・知的障がい児
	割引	利用方法
	本人：5割引 介護人：5割引 （割引運賃でご乗車いただけるのは、 介護人と同乗する場合に限りです）	乗車券購入時に発売窓口で身体障がい者手帳または療育手帳を呈示し、特別割引乗車券をご購入ください。 ※スマートフォン向け障がい者手帳アプリ「ミライロ ID」のご提示により、身体障がい者手帳・療育手帳の提示に代えることができます。
鉄道会社	問い合わせ先	
●近畿日本鉄道	近鉄電車テレホンセンター 【電話】050-3536-3957 【営業時間】8:00～21:00（年中無休） 【ホームページ】 https://www.kintetsu.co.jp/	詳細については、 各社にお問合せ ください。
●京阪電車	京阪電車お客さまセンター 【電話】6945-4560 【営業時間】《平日》9:00～19:00《土休日》9:00～17:00（年中無休） 【ホームページ】 https://www.keihan.co.jp/	
●南海電鉄	南海テレホンセンター 【電話】6643-1005 【営業時間】8:30～18:30（年始を除く） 【ホームページ】 https://www.nankai.co.jp/	
●阪急電鉄	阪急電鉄交通ご案内センター 【電話】6133-3473 0570-089-500（固定電話からは市内通話料金でご利用可能） 【営業時間】平日 9:00～22:00 および土・日、祝日 9:00～19:00 （年末年始は営業時間を変更） 【ホームページ】 https://www.hankyu.co.jp/	
●阪神電車	阪神電気鉄道 運輸部営業課 【電話】6457-2258 【営業時間】9:00～17:00（土・日・祝休日、年末年始を除く） 【ホームページ】 https://rail.hanshin.co.jp/	

※上記以外の鉄道会社の割引については、各社に確認してください。

●バス

バス会社	問い合わせ先	利用できる方	割引	利用方法
●大阪シティバス (旧大阪市営バス)	Osaka Metro・シティバス 案内コール 【電話】6582-1400 【営業時間】8:00~21:00 (年中無休) 【ホームページ】 https://www.citybus-osaka.co.jp	●第1種身体障がい者 ●第1種知的障がい者 ●12歳未満の第2種 身体障がい児・知的 障がい児	本人：5割引 介護人：5割引 ※本人単独乗車でも割引 運賃でご乗車いただけ ます ※車いす利用者の場合 は、介護人2人まで割 引の対象となります。 ※大阪シティバスで定め る特別割引運賃が適用 されます。	運転手に身体障 がい者手帳また は療育手帳を呈 示し、該当運賃を お支払いくださ い。
		上記以外の第2種身体 障がい者・知的障がい 者	本人：5割引	

※上記以外のバス会社の割引については、各社に確認してください。

【飛行機】身 知 精

各手帳を航空券販売窓口に提示することにより、割引が適用されます。

割引の利用できる方や割引内容は航空会社により異なりますので、詳細は、各航空会社に確認してください。

手帳の種類	区分	利用できる方	割引内容
身体障がい者手帳	第1種	本人と介護者1名	定期航空路線の国内線全区間において、割引運賃が適用されます。(割引運賃額は、各航空会社がそれぞれ設定)
	第2種	本人 ※ただし、一部の航空会社では 介護者も利用可	
療育手帳	第1種	本人と介護者1名	
	第2種	本人 ※ただし、一部の航空会社では 介護者も利用可	
精神障がい者 保健福祉手帳	-	本人と介護者1名	

タクシーの利用

【身体障がい者手帳・療育手帳の呈示による割引】

タクシーを利用されるときに、身体障がい者手帳または療育手帳を呈示すればタクシー料金が1割引となります。

【料金の給付】

500円（リフト付タクシーは2,000円）を上限として、初乗り運賃の9割について、その一部または全部を給付します。

- 窓 口 : 各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）
- 対象となる方 : 交通機関無料乗車証の交付資格を有する方（精神障がい者を除く）
- 制 限 等 : ●交通機関無料乗車証及び敬老優待乗車証との併給はできません。
●12歳未満の第2種身体障がい児、療育手帳B2の方を除きます。
- 助 成 : 1月あたり8枚とし、年間で96枚を交付します。ただし、紛失されましても再交付できませんので、ご注意ください。
- 備 考 : ●給付券を利用する際は身体障がい者手帳または療育手帳の呈示が必要です。
●リフト付タクシーの給付券または、一般タクシー及びリフト付タクシーの給付券の併用を希望される方は、対象制限があるので、上記窓口へお申し出ください。
●リフト付タクシーの給付券が利用できるタクシー会社（令和4年6月現在）は117～125ページをご覧ください。
●迎車にかかる料金については、タクシー会社によって取り扱いが異なりますので、事前にご確認ください。

【大阪福祉タクシー総合配車センター】

車いすやストレッチャー（寝台）のまま乗り降りできるリフト付タクシー等の予約配車を行います。当日の予約でも1時間程度で配車が可能です。上記の身体障がい者手帳・療育手帳の呈示による割引制度、給付券も利用できます。

ご利用の際は、大阪福祉タクシー総合配車センターに直接お問い合わせください。

- 問い合わせ先および受付時間
 - 電 話 : 6268-2945（フクシゴ）
 - ファックス : 6268-2946
 - 受付時間 : 平日 9:00～17:00（土・日・祝・年末年始[12月29日～1月3日]休み）
※平日の早朝・夜間および土・日・祝・年末年始のご利用は事前にご予約ください。
※ホームページからの配車予約もできます。
- キャンセルについて
 - 予約を取り止める場合は、予約したタクシー事業者または大阪福祉タクシー総合配車センターに、お早めに電話連絡してください。当日配車後の取り止めについては、1,000円のキャンセル料が必要となります。無断でキャンセルした場合も同様です。
- 貸し出し設備使用料の例

種 別	料 金	設 備 内 容 例
手押し車いす使用料	無 料	折り畳み式もあります。
リクライニング車いす使用料	1,000円	1回/1台・背もたれが頭部まであり、角度調節が可能です。
ストレッチャー使用料	2,000円	1回/1台・180度タイプです。

（注）当日中における同一車両での往復利用（1輸送）の場合にあっては、復路の使用料は無料となります。

●ご利用運賃・料金の例

車種別	運賃		乗車定員例（運転者を除く）
大型車	時間制運賃	実車走行距離が15km以内の運送について	<車いすの場合> ・手押し車いす2台またはリクライニング車いす2台もしくは電動車いす2台と、同乗者2名～4名です。 ・手押し車いす1台またはリクライニング車いす1台もしくは電動車いす1台と、同乗者4名～6名です。 <寝台の場合> ・ご本人（ストレッチャー1台）と、同乗者2名～4名です。
		初乗運賃	
	30分間まで	10分間までごとに	
	3,110円	1,040円	
距離制運賃	実車走行距離が15kmを超える運送について	初乗運賃	加算運賃
	15kmまで	2kmまでごとに	
	5,000円	750円	
普通車	時間制運賃	実車走行距離が15km以内の運送について	<車いすの場合> 手押し車いす1台またはリクライニング車いす1台と、同乗者2名～3名です（セダン車の場合は、本人は後部座席に乗車し、手押し車いすは折り畳んでトランクに収納します。乗車定員は4名です）。 ただし、軽自動車の場合は、手押し車いす1台と、同乗者1名です。
		初乗運賃	
	30分間まで	10分間までごとに	
	2,760円	920円	
距離制運賃	実車走行距離が15kmを超える運送について	初乗運賃	加算運賃
	15kmまで	2kmまでごとに	
	4,400円	650円	
（注）1. 乗車定員例（運転者を除く）は、目安として記載していますが、タクシー事業者の登録車種（車名）によって同乗者の人数が異なりますので、予約時にご確認ください。 2. セダン車の配置地域は、大阪市大正区・西成区です。			
☆ 運賃の割引			
・身体障害者割引 1割引（身体障害者手帳又は障害者アプリ「ミライロID」の提示が必要です。） ・知的障害者割引 1割引（知的障害者の療育手帳又は障害者アプリ「ミライロID」の提示が必要です。） ・軽自動車割引 1割引（軽自動車による運送について適用します。）			
☆ 迎車回送料金			
迎車のための回送 1回ごとに 300円			
☆ 待料 金			
車種別	料	金	内 容
大型車	10分間までごとに	520円	実車走行距離が、15kmを超える運送（距離制運賃の適用）において、停車中に旅客より「待ち」の指示があった場合、その指示があった時から発車するまでの時間について適用します。
普通車	10分間までごとに	460円	

● 別途加算される介助料金等の例

種 別	料 金	介 助 内 容 例
乗降以外の介助を必要とする場合	一般介助料	500円
	階段介助料	1,000円
乗務員が2名以上で対応する場合	介助要員料	2,500円

団地、マンション、病院、施設、学校、駅・空港ターミナルおよび自宅等の部屋等～車両間の介助を行った場合：1作業につき（ただし、団地、マンション、病院、施設、学校、駅・空港ターミナルおよび自宅等の玄関先あるいは入り口付近～車両間の介助は適用外。）
 団地、マンション、病院、施設、学校および自宅の部屋等が2階以上で身体に触れる介助（背負う・抱きかかえ）または担架で階段を昇降する場合：1作業につき（ただし、エレベーター利用時は適用外。）
 運転手以外の介助人員を、必要な場合に手配を行い、旅客の指定した場所に到着した時から作業を終えるまでの時間：30分・1人につき

（注）1 介助料金についての詳細は、大阪福祉タクシー総合配車センターまでお問い合わせください。
 2 高速道路料金や有料駐車場などにかかる費用は利用者の実費負担となります。

自動車等の利用

【有料道路料金割引】

有料道路の料金が一般料金の5割引となります（ご利用になる有料道路の計算単位により10円単位または50円単位で切り上げでのお支払になります）。

- 窓 口 : 各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）
- 対象となる方 : ①障がい者本人運転の場合（本人または生計を一にする方が所有する乗用自動車）
 ※身体障がい者手帳の交付を受けた方
 ②介護者が障がい者と同乗して運転する場合（本人または生計を一にする方が車を所有しない場合は、継続して日常的に介護する方が所有する乗用自動車）
 ※第1種身体障がい者および第1種知的障がい者（大阪市内で、第1種として認める方）
- 制限等 : ●障がい者1人につき1台まで ●事業用を除く
 ●レンタカー、タクシー、軽トラック、借用乗用車、車検や修理時の代車等は除く
- 利用方法 : 上記窓口で割引用シールを貼付された身体障がい者手帳または療育手帳を、料金所で呈示し所定の料金を支払います。
 また、ETCをご利用の場合は、別途申請が必要です。

《有料道路の範囲》

事業主体	有料道路の種類
西日本高速道路(株) (NEXCO西日本)	高速自動車国道 一般有料道路
東日本高速道路(株) (NEXCO東日本)	
中日本高速道路(株) (NEXCO中日本)	
首都高速道路(株)	首都高速道路
阪神高速道路(株)	阪神高速道路
本州四国連絡高速道路(株)	本州四国連絡道路
地方道路公社 指定都市高速道路公社 一般地方道路公社	指定都市高速道路 一般有料道路
道路管理者（都道府県市町村）	一般有料道路

※有料道路料金割引（障がい者割引）等の各高速道路のサービスについては多様であるため、各有料道路会社等に詳細をご確認ください。

【駐車禁止除外指定車標章の交付】

障がい者等本人の申請により、申請内容を審査のうえ駐車禁止除外指定車標章が交付されます。

窓 口：大阪府下の警察署（大阪水上署及び関西空港署を除く。）の交通課
または大阪府警察本部交通部交通規制課

受 付：月曜日から金曜日の9:00～17:45（休日、年末年始を除く。）

対象となる方：次の障がい種別・等級（程度）の方

障がい種別・区分		障がい等級（程度）	障がい種別・区分	障がい等級（程度）
視覚障がい		1～3級・4級の1	呼吸器機能障がい	1・3級
聴覚障がい		2・3級	じん臓機能障がい	1・3級
平衡機能障がい		3級	ぼうこうまたは直腸機能障がい	1・3級
上肢機能障がい		1級・2級の1、2	小腸機能障がい	1・3級
下肢機能障がい		1～4級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1～3級
体幹機能障がい		1～3級	肝臓機能障がい	1～3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級・2級（一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）	知的障がい者	A（重度）
	移動機能	1～4級	精神障がい者	1級
心臓機能障がい		1・3級	色素性乾皮症患者	等級指定なし
			戦傷病者	等級指定なし

《申請に必要な書類等》

1. 歩行困難者等本人が申請に来られる場合

- 駐車禁止除外指定車標章交付申請書（歩行困難者用）
- 身体障がい者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・小児慢性特定疾患医療受給者証（小児慢性特定疾患児手帳）

2. 歩行困難者等本人が申請に来られない場合（代理申請）

- 駐車禁止除外指定車標章交付申請書（歩行困難者用）
- 歩行困難者等本人との関係を疎明する書面
- 歩行困難者等本人の住民票の写し（3か月以内に交付された個人番号の記載がないもの）
- 身体障がい者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・小児慢性特定疾患医療受給者証（小児慢性特定疾患児手帳）
- その他審査に必要な資料の提出を求めることがあります。

※1 時間制限駐車区間（パーキング・チケット、パーキング・メーター区間）及び高齢運転者等標章自動車駐車可の区間では、指定部分・方法に従わない駐車（枠外の駐車）はできません（除外されません）ので、指定部分・方法に従って（枠内に）駐車してください。

※2 駐停車禁止場所（例：交差点の側端から5m以内など）、法定の駐車禁止場所（例：消火栓等から5m以内など）及び駐車方法（例：右側駐車など）の違反は除外の対象となりません。また、歩行困難者等本人が車両を実際に使用中でなければ除外の対象となりません。詳しくは大阪府下の警察署（大阪水上署及び関西空港署を除く。）の交通課または大阪府警察本部交通部交通規制課でお尋ねください。

【自動車駐車場利用料の減額】

下記の自動車駐車場の一時駐車料金を半額とします。

問い合わせ先 : 各駐車場管理事務所

対象となる自動車 : 身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けた方が自ら運転する自動車または身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けた方が乗車し、その移動のために当該障がい者以外の方が運転する自動車

利用方法 : 駐車場利用時に身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳または障がい者手帳アプリ「ミライロ ID」を提示してください。

駐車場名	電話	駐車場名	電話
西横堀駐車場	6541-0581	扇町通地下駐車場	6365-1311
法円坂駐車場	6941-2858	大阪駅前地下駐車場	6346-4884
十三駐車場	6302-7409	土佐堀地下駐車場	6445-4456
新大阪駅南駐車場	6301-1080	靱地下駐車場	6448-7380
宮原地下駐車場	6397-7539	谷町筋地下駐車場	6920-2377
豊崎地下駐車場	6377-5546	安土町地下駐車場	4964-6460
塩草地下駐車場	6648-4646	長居公園地下駐車場※	4700-4580
本町地下駐車場	6445-6494	長堀通地下駐車場	6282-2200
上汐地下駐車場	6772-4724	東長堀地下駐車場	6263-6345
新大阪駅南第2駐車場	6838-3660		

(参考) 障がい者割引は、平成 13 年 10 月 1 日から実施しています。

※長居公園地下駐車場は、当日 1 回 300 円でご利用できます。

【自転車駐車場利用料の減額】

本市の有料自転車駐車場の利用料金を次の場合半額とします。

問い合わせ先 : 各自転車駐車場管理事務所

対象となる方 : 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた方

利用種別 : 定期利用・回数券利用

【身体障がい者用自動車改造費の助成】

身体障がいのある方が就労に伴い自動車を改造するとき、その費用について助成します。

窓 □ : 各区保健福祉センター福祉業務担当(所在地:裏表紙)

対象となる方 : 上肢・下肢・体幹機能障がい身体障がい者手帳 1・2 級の交付を受けた方(総合等級 1・2 級は除く)

補助額等 : 対象経費にかかる 1/2 以内(上限 100,000 円)

※所得制限があります。

※過去に本補助金を交付された方は、交付後 10 年が経過していなければ再申請できません。

バスの利用

【障がい者福祉バス借上助成】 身 知 精

障がい者・児が、団体で研修会、社会見学等を行うとき、その費用について助成します。

- 窓 口 : 各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）
- 対象となる団体 : 障がい者の自立と社会参加を目的とした事業を行っている特定非営利活動法人・社会福祉法人・財団法人等
- 補助額等 : 大型バス借り上げにかかる経費の1/2以内（上限51,500円）

